

川崎市教員育成指標(案)

資質能力		ステージ	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ				
		対象の教員等	主に、採用1校目終了時までの教員			主に、2校目異動から20年経験程度の教員		20年経験程度以上の教員、総括教諭及び教頭・副校長			
		研修名	新規採用 教員研修	2年目 教員研修	3年目 教員研修	2校目 異動者研修	中堅教諭等 資質向上研修	15年経験者 教員研修	新任総括 教諭研修	新任教頭 研修	教頭研修
			臨時的任用 教員研修	それぞれのステージや職に応じたその他の必修研修や希望研修							
		目指す姿	○教員としての土台となる資質能力を身に付ける 教員としての基盤となる資質能力を身に付け、積極的に実践を積み重ね、授業力や子どもを理解する力を高めます。			○みんなをつなぎ自ら専門性を高める ミドルリーダーとして、自らの実践をもとにベテランと若手をつなぎ、専門性を高めるとともに、自らもチームの一員として成長し続けます。		○組織と人を育てる力を高める 学校組織の活性化を図り、特色ある学校づくりのために、リーダーシップを発揮し、創造的な組織力を高めます。			
教員としての 基礎的 資質能力		教員として学び続ける力	日々の教育活動を振り返り、教員として成長するために学び続ける		日々の教育活動を振り返りながら、子どもや社会の変化を見据え、同僚とともに教員として成長するために学び続ける		子どもや社会の変化を見据え、教職員集団として成長するために自ら学び続ける				
			人間性を高め続ける		教員としての使命感や熱意、子どもに対する責任感や深い愛情、適切な人権感覚、及び、社会人としての礼儀や規律、教育公務員としての自覚を持ち、それらを高め続ける						
			社会性を高め続ける		社会人として、社会の状況を把握し、適切な表現力・コミュニケーション能力を持ち、子どもや保護者・地域、同僚等との良好な人間関係を構築し、協働的に職務を遂行する						
			自らを律する		健康管理と基本的な生活習慣の維持を行うとともに、法令や規則、及び、時間や提出期限等の順守等、職務遂行のための業務管理及び自己管理を行う						
教員としての 専門的 資質能力	学習指導等	授業を計画・実施・改善する力	学習指導要領等を理解し、既習事項や子どもの実態を把握したうえで、教材を吟味し、身に付けさせたい資質能力を明確にした授業を計画・実施するとともに、日々の授業を振り返って改善する		身に付けさせたい資質能力を育成する適切な授業を計画・実施するとともに、校内外の研究、研修での実践等に取り組み、自らの授業力を高めるとともに、その成果の共有を図る		教員相互に高め合う機運を醸成し、授業力向上に向けて、校内研究会等を通して、学校全体での授業改善を推進する				
			学習意欲を喚起する		子どもの学習状況や実態に応じて教材や指導方法を工夫し、楽しい、わかりたいと思う授業を実践する		学習意欲を喚起し、子どもが主体的に学ぶことのできる授業を行うとともに、その成果を校内研究等で実践し、同僚等と協働的に授業改善を図る		子どもが主体的に学ぶ授業の実現に向けた、適切な指導助言や取組を行い、学校全体の授業力向上を推進する		
			わかる授業を実践する		子どもの学習状況や実態に応じて、目標の実現に向けた授業を工夫し、わかる喜びを感じさせることのできる授業を実践する		わかる授業の実現に向けた教材研究・開発等行うとともに、その成果を校内外の研究等で実践し、同僚等と協働的に授業改善を図る		わかる授業の実現に向けた、適切な指導助言や取組を行い、学校全体の授業力向上を推進する		
			適切に評価して指導に生かす		子どもの学習状況を適切に把握し、学習指導・評価を行うとともに、次の指導に生かす		子どもの学習状況を踏まえた適切な指導・評価を行うとともに、協働的に指導と評価の改善を進める		学校全体で組織的に指導と評価の改善を推進する		
	児童生徒指導等	子どもを理解して育てる力	子どもの発達段階とその特徴を踏まえ、一人ひとりの個性を理解してチームの一員としての自覚をもって子どもに向き合う		子どもの発達段階とその特徴を踏まえ、一人ひとりの個性を理解するとともに、教職員間で共通理解を図り、チームで対応することの大切さを自覚して、子どもに向き合う		子ども一人ひとりの個性を理解し、尊重した教育活動が展開できるよう、教員への助言や子ども理解の充実の工夫を行う				
			よりよい人間関係を育てる		学級経営等を通して、子どもとの信頼関係や子ども相互のよりよい人間関係を育てる		学校や学年の目標を踏まえ、学級・学年経営を軸にして、同僚と連携して、子ども相互のよりよい人間関係を構築する		学校教育目標等を踏まえ、教員や子どもの状況を把握し、学級や学年への支援や連携を図り、子ども相互及び子どもと教員とのよりよい人間関係を構築する		
			個に応じた指導を行う		一人ひとりのニーズに応じた指導について学び、実践する		一人ひとりのニーズに応じた指導について、情報共有しながら工夫改善し、実践する		一人ひとりのニーズに応じた指導について、指導体制を構築し、組織的に対応・実践する		
			社会的自立に向けて支援する		子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を培うために、学年等で協力し合って取組を進める		子どもの社会的自立に向けた効果的な方法を教育活動に適切に位置付け、学年等で意図的、計画的に推進する		子どもの社会的自立に向けた取組を、教育課程に適切に位置付け、学校全体で計画的、組織的に推進する		
	学校マネジメント	役割と組織を意識して取り組む力	学年組織や校務分掌等の必要性について理解し、学校組織の一員としての自覚を持ち、その役割を果たそうとする		組織での役割や責任を自覚し、若手教員への助言や役割同士の連携等を図りながら、よりよい教育活動の実施に参画する		教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育活動が進められるよう、組織的な取組を推進する				
			信頼される学校をつくる		組織で求められる役割を理解して行動するとともに、子どもの安全安心を常に配慮し、危機や課題に対する迅速な報告、連絡、相談を行う		チームとして子どもの成長を促し学校安全等の多様な課題に対応するとともに、危機の予測、未然防止及び早期発見、早期対応に取り組む		学校全体で教職員の人材育成に継続的に取り組み、組織を改善しつづける。また、学校安全に対する意識を高くもち、関係諸機関と連携しながら、学校の危機管理体制を整備する。		
			特色ある学校をつくる		学校教育目標や学校経営方針等を理解して行動するとともに、保護者・地域等と積極的に関わり、連携・協働して魅力ある教育活動を行う		学校教育目標や学校経営方針等を理解し、その実現に向けた教育活動を工夫改善するとともに、保護者・地域等と連携・協働して魅力ある学校づくりに参画する		学校教育目標や学校経営方針等に基づいて教育課程を編成するとともに、保護者・地域等と共有し、連携・協働のもと、社会に開かれた特色ある学校づくりを推進する		

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

提言等

- ・教育再生実行会議第七次提言「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月25日大臣決定)

提言の具体化

- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備
- 教師の資質・能力の開発・向上を国として支援するための拠点的整備などを提言。

- 1 背景及び趣旨
- 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する基本的な事項
- 3 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項
- 4 その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

1. 教育公務員特例法の一部改正

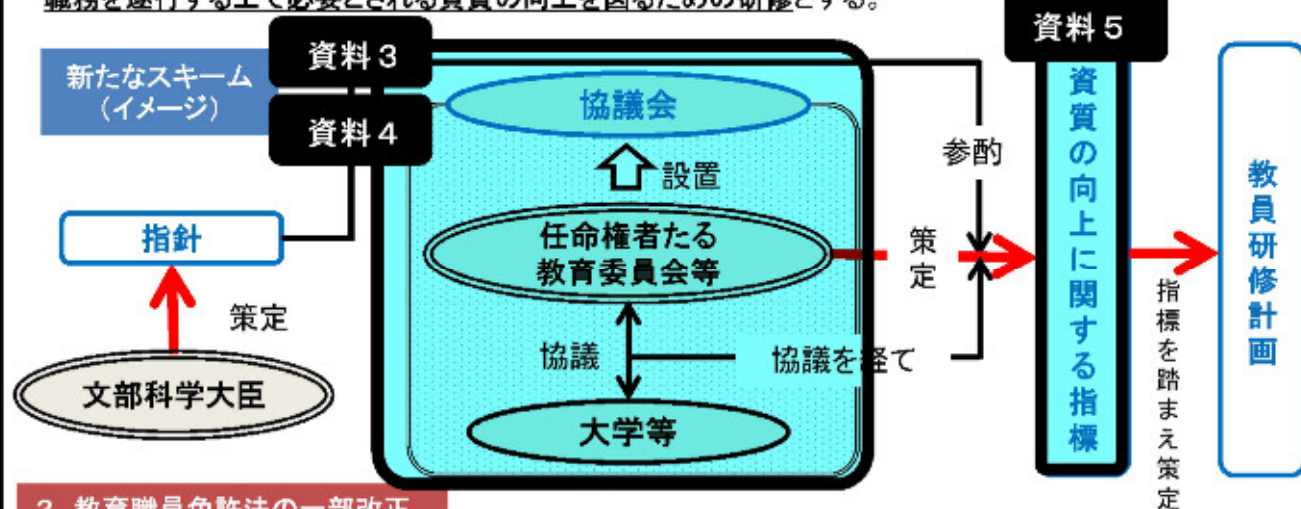
(1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備【第22条の2～第22条の5関係】

- ・文部科学大臣は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための必要な指針を策定する。
- ・教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとする。

(2) 十年経験者研修の見直し【第24条関係】

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とする。

資料2



2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設する。【第4条、別表第一～別表第四関係】

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。【第2条、第10条関係】

4. 施行期日

- 平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

法律の施行
(予定)

大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面实施に備えることが必要

学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面实施予定。次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条） 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条） 第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条） 第三章 服務（第十七条―第二十条） 第四章 研修（第二十一条―第二十五条の二） 第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条） 第六章 職員団体（第二十九条） 第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十五条） （研修） 第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒 第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条―第十条） 第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条―第十四条） 第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条） 第三章 服務（第十七条―第二十条） 第四章 研修（第二十一条―第二十五条の三） 第五章 大学院修学休業（第二十六条―第二十八条） 第六章 職員団体（第二十九条） 第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条―第三十五条） （研修） 第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項

三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標）

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

（新設）

（新設）

- 3| 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4| 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

- 第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

- 2| 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項

- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

- 四 研修を奨励するための方途に関する事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

- 3| 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるもの

(新設)

とする。

(協議会)

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(初任者研修)

第二十三條 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭

(新設)

(初任者研修)

第二十三條 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第四条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に

又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 （略）

（中堅教諭等資質向上研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

（削る）

（削る）

必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2・3 （略）

（十年経験者研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間（公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。）が十年（特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数）に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「十年経験者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

（研修計画の体系的な樹立）

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとし

(指導改善研修)

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2／7 （略）

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の二 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の五の規定は、適用しない。
この場合において、当該教育委員会及び長は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同条第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法

て樹立されなければならない。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2／7 （略）

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(新設)

人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2・3 (略)

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

い。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

（指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例）

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

（指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

川崎市教員等育成協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第1項の規定に基づき、川崎市における法第22条の3第1項に規定する公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うことを目的として、川崎市教員等育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 指標の策定及び変更に関すること。
- (2) 指標に基づく教員等の資質能力の向上に関すること。
- (3) 大学との連携に関すること。
- (4) その他教員等の養成、採用及び研修に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会は、必要に応じて協議事項の具体的な検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(関係者等の出席)

第7条 協議会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、その会議に、関係者又は専門的事項について学識経験を有する者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局職員部教職員人事課において処理する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

別表

職員部長
職員部担当部長
学校教育部長
川崎市総合教育センター所長
川崎市立小学校長会の代表
川崎市立中学校長会の代表
川崎市立高等学校長会の代表
川崎市立特別支援学校長会の代表

横浜国立大学から推薦された者
鎌倉女子大学から推薦された者
國學院大學から推薦された者
国士舘大学から推薦された者
玉川大学から推薦された者
日本女子大学から推薦された者
日本体育大学から推薦された者
明星大学から推薦された者

平成29年度「川崎市教員等育成協議会」委員名簿

(要綱第3条) 敬称略

	職名等	氏 名	備 考
(1)	教育長	渡 邊 直 美	◎会長
(2)	教育次長	西 義 行	○副会長
(3)	職員部長	小 田 桐 恵	
(4)	職員部担当部長	石 橋 俊 治	
(5)	学校教育部長	市 川 洋	
(6)	川崎市総合教育センター所長	小 松 典 子	
(7)	川崎市立小学校長会の代表 旭町小学校 校長	小 林 達 也	
(8)	川崎市立中学校長会の代表 橘中学校 校長	相 沢 宏 明	
(9)	川崎市立高等学校長会の代表 幸高等学校 校長	増 田 実	
(10)	川崎市立特別支援学校長会の代表 豊学校 校長	上 杉 忠 司	
(11)	横浜国立大学 教育学部学部長 教授	杉 山 久 仁 子	
(12)	鎌倉女子大学 教育学部 教育学科 教授	鈴 木 浩 之	
(13)	國學院大學 教育開発推進機構 機構長 人間開発学部 教授	柴 崎 和 夫	
(14)	国士舘大学 文学部教育学科 教授	山 室 和 也	
(15)	玉川大学 教師教育リサーチセンター長 大学院教育学研究科 教授	森 山 賢 一	
(16)	日本女子大学 人間社会学部教育学科 特任教授	宮 井 和 恵	
(17)	日本体育大学 教職支援センター長 教授	後 藤 彰	
(18)	明星大学 学長補佐 教職センター長 教授	篠 山 浩 文	

川崎市の教員に求められる資質能力の育成

～教員としての資質の向上に関する指標の策定とその活用～

1 川崎市教員育成指標とは

川崎市教員育成指標は、川崎市の公立学校教員が、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき教員としての資質能力を示したもので、それぞれの教員が、自ら目標を定め、自ら学び続けるための目安となるものです。

2 指標の対象

○対象となる職は、教諭、養護教諭、栄養教諭、総括教諭、教頭、副校長です。養護教諭、栄養教諭の特質に応じた指標については、来年度以降別途策定します。

○対象となる校種は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校です。

3 川崎市の教員に求められる資質能力

川崎市の教員に共通して求められる資質能力を、次のように整理しました。

I 教員としての基礎的資質能力

日々の教育活動を振り返りながら、時代の変化を見据え、同僚とともに教員として成長するために学び続ける力

●教員として学び続ける力

- 人間性
- 社会性
- 自己管理

II 教員としての専門的資質能力

1 学習指導等に係る資質能力

学習指導要領等の趣旨や内容を理解し、児童生徒の実態を把握して、子どもに身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業を計画・実施・改善する力

●授業等の計画・実施・改善

- 学習意欲の喚起
- わかる授業の実践
- 適切な学習評価

2 児童生徒指導等に係る資質能力

子どもの発達の段階とその特徴を踏まえ、一人ひとりの個性を理解して子どもに向き合い、将来の社会的自立に向けて支援する力

●子ども理解

- 人間関係の構築
- 個に応じた指導
- 社会的自立の支援

3 学校マネジメントに係る資質能力

学校組織の一員としての自覚を持ち、保護者・地域等と積極的に関わりながら、よりよい教育活動の充実に取り組む力

●役割と組織を意識して取り組む力

- 信頼される学校づくり
- 特色ある学校づくり

4 指標を示すステージの設定

教員の経験や職責等に応じて、3段階のステージを設定しました。

○ステージⅠ「教員としての土台となる資質能力を身に付ける」

初めて教壇に立った教員（臨時的任用教諭を含む）から、正規採用1校目終了時までとしました。

○ステージⅡ「みんなをつなぎ自ら専門性を高める」

正規採用2校目着任時から、およそ20年経験程度としました。

○ステージⅢ「組織と人を育てる力を高める」

およそ20年経験程度以上の教諭と総括教諭、教頭、副校長としました。

5 指標活用の目的

指標は次のような目的で活用されることが期待されます。

●研修等での活用

研修によって身に付けさせたい資質能力の指標を示すことで、研修の目的が共有され、目的の実現のために研修が実施されるようになります。

○研修を受講する際の講座選択の手掛かりになります。

○自分の目標をもち、その実現のために研修を活用するようになります。

自ら求めて学ぶ研修へ

●学校での活用

日々の教育活動の中で教員自身に意識され、教員等の間で共有されるようになります。

○自己の現時点における資質能力を把握したり、自己の向上を図るための目標を設定するために用いられったりします。

○校内のOJTを進める際の目標設定や、指導助言の目安として用いられるようになります。

○学校教育目標や学校経営方針等に基づく組織的な人材育成に用いられったり、学校経営の評価・改善に用いられったりします。

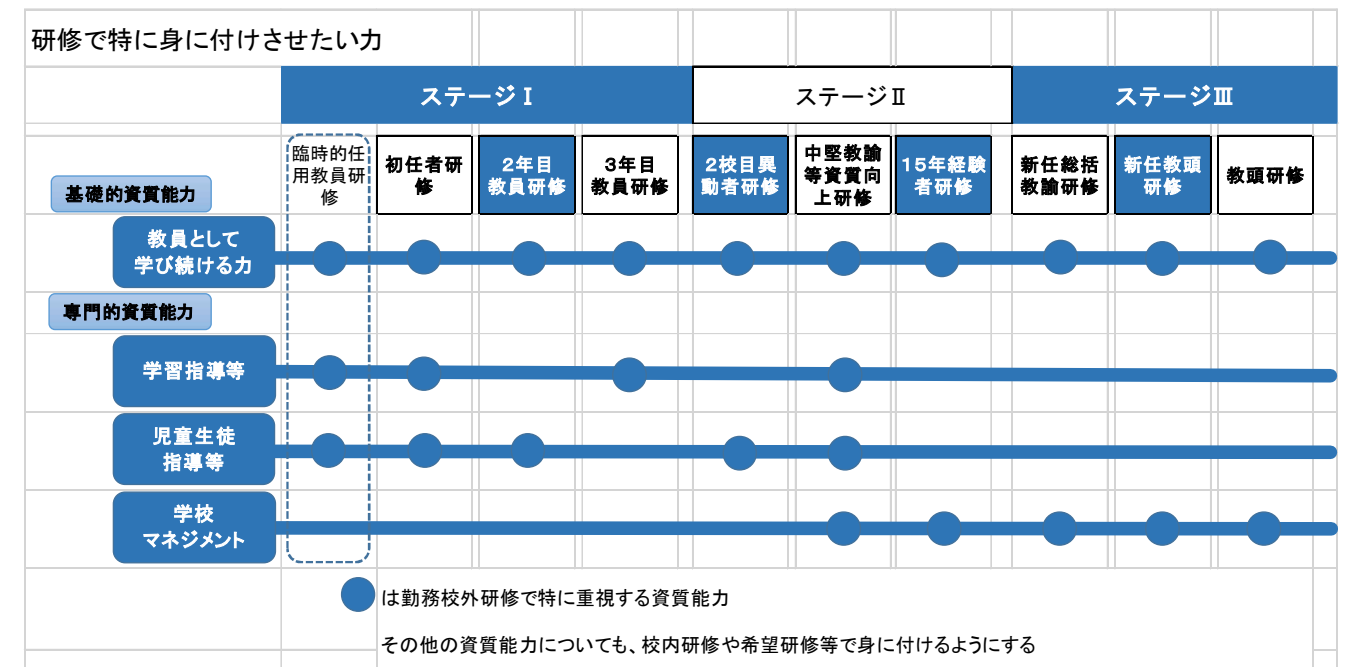
育ち合う学校の実現へ

6 指標に基づく研修の計画

川崎市教員育成指標に基づき、次のようにライフステージに応じた必修研修の体系を定めます。また、それぞれの研修は、指標に基づき目標を設定して実施します。

勤務校外における研修では、重点的に身に付けさせる資質能力を設定しますが、その他の資質能力についても、各学校のOJTによる校内研修等で計画的に育成するようにします。

また、各教員が自らの目標をもってさらに学ぶことができるよう、希望研修についても身に付けさせたい資質能力を示し、目標に応じた受講の選択ができるようにします。



教員自身が、主体的・自発的な学習者として、自己のライフステージに応じた研修の目的をその時々更新し続けながら学び続けることができるよう、教員育成指標が活用されることが期待されます。